

令和2年 12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月3日(木)～11日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	3	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	4	金	考 案 日		
第3日	12	5	土	休 会		閉 庁
第4日	12	6	日	休 会		閉 庁
第5日	12	7	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	8	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	9	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	10	木	予 備 日		
第9日	12	11	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和2年 第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令2年12月3日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 8番 , 9番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
86	篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
87	篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について	文教厚生 常任委員会
88	篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
89	篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
90	篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
91	篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
92	職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
93	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
94	篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
95	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
96	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
97	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
98	昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
99	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について	総務建設 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
100	篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
101	篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
102	公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
103	工事請負変更契約の締結について [校内通信ネットワーク整備工事]	文教厚生 常任委員会
104	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算 特別委員会
105	令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につ いて	予算 特別委員会
106	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
107	令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
108	令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3 号)について	予算 特別委員会

令和2年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和2年12月7日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	5番	古屋 宏治	議員
3.	7番	栗須 信治	議員
4.	6番	田辺 弘之	議員
5.	3番	横山 和輝	議員
6.	2番	藤木 高裕	議員

令和2年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和2年12月11日(金)午前10時開議

- 第1, 「議案の撤回請求について」
- 第2, 議案第86号 篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第3, 議案第87号 篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について
- 第4, 議案第88号 篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第89号 篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第90号 篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第91号 篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第92号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第93号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第94号 篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第95号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第96号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第97号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14, 議案第98号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について
- 第15, 議案第99号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 第16, 議案第101号 篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について
- 第17, 議案第102号 公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について
- 第18, 議案第103号 工事請負変更契約の締結について
[校内通信ネットワーク整備工事]
- 第19, 議案第104号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について

- 第20, 議案第105号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第21, 議案第106号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第22, 議案第107号 令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第23, 議案第108号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第24, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和2年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月3日(開会)

令和2年 第4回 定例会 会議録

日時 令和2年12月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は5分ほど時間が過ぎております。申し訳ありません。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

ただいまより、令和2年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、村瀬敬太郎議員、9番、今長谷武和議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から12月11日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第86号から議案第108号までの計23議案でございます。

それでは、議案第86号から議案第108号までを一括議題とします。

町長に就任の挨拶及び所信表明と合わせて、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、就任のご挨拶とこれからの4年間に向けた私の思いを申し上げます。

先の町長選挙におきまして、お陰をもちまして再選を果たすことができました。

改めて、ご支援をいただきました皆様にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

4年前にも申し上げましたが、私は、無投票当選を非常に重く受け止めております。地方自治運営において、師と仰ぐ東京大学名誉教授大森彌先生は、「現職首長の無投票当選となれば、過去4年間の実績が信任されたと思いたいところであろうが、たまたま対立候補が出なただけで、必ず信任されたとは言えない。むしろ、心を引き締め、驕ることなく、きめ細かく民意の所在を探る努力をしていかなければならない」と著書に書いていらっしゃいます。

その通りでございまして、私も緊張感を持って、この4年間の町長職を全うすべく、これまで同様、全身全霊を傾けて努力してまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

「着眼大局、着手小局」という言葉がございしますが、まさにその思いで、日々の職務を大事にしたいと考えます。そして、常に「私心なかりしか」と問うて、「利他の心」をもってことにあたることをお約束いたします。

敢えて申し上げるならば、これまで以上の情熱をもって職に当たることを肝に銘じておかなければならないと思っております。少しでも私のそのような思いに陰りが見えるようであれば、厳しくご指導いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナ禍のなかで、なかなか町民の皆様には訴えることは叶いませんでしたが、私は、今回の選挙に向けた活動において、「篠栗町の更なる自立を目指して」として九つの項目を掲げました。全てをここで申し上げることは控えますが、「防災に強いまちをつくる」や「高齢化社会を楽しく生きる」「障がい者も健常者も共に生きる」など、「自助」「共助」「公助」を基本とするものを柱の一つに考えました。

菅総理大臣が「まず自分でできることは自分でやる。自分でできなくなったら、家族とか、あるいは地域で支えてもらう。そして、それでも駄目であれば、それは必ず国が責任を持って守ってくれる。そうした信頼のある国づくりというものを行っていきたいと思います。」と語られた思いと重ね合わせ、「信頼のあるまちづくり」を行いたいとの思いであります。

そうしてその「信頼のあるまちづくり」を行うためには、先の大森先生の唱える「自助」と「共助」の間に、「互助」即ち自発性とゆとりと思いやりに基づく支え合い活動、家族・隣人・友人が無償で行う支援活動としての「互助」が息づくことが重要であると考えます。老いて身が弱っても、自分の生活に関することは自分で

判断し、できるだけ行おうとする個人の自助努力を尊重し励まし支援する。

まさに、私が今回の選挙に向けた発信テーマの一つであります。「65歳以上がピークを迎えるといわれる2040年問題を包み込む生き生きとしたコミュニティづくり」であります。そうした篠栗町をつくるために一つひとつ「着手小局」の思いで取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

11月30日からの新たな4年間、私の4期目において議会からご指導いただいた点をしっかりと修正し、「篠栗町の更なる自立」のため、自治の両輪として議会に提案し、ご協議をお願いし、チェックをいただきながら行政運営を進めてまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

少し最近の全国町村や糟屋地区を巡る動きについてご報告いたします。

11月26日に全国町村長大会が、菅総理大臣、武田総務大臣はじめ多くの国の中枢の方々のご来賓の下に開催されました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各県の会長副会長のみの参加となりましたが、この大会において、13項目の通常決議のほか、「コロナ下、コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関する特別決議」「全国的な防災・減災対策・国土強靱化の推進に関する緊急決議」を採択いたしました。

菅総理大臣や総務大臣からは、「町村の消費を活性化し、町村所得を増加させる。」「マイナンバーカードを令和4年度までに、国民の大多数が所有するための全国的なルールを作り上げる。」「税収の大幅な減少は、一般財源の確保によって補う。」「地方における関係人口の創出拡大を目指す。」など多方面にわたるご発信をいただき、私をはじめ出席した町村長は、大変心強く感じることができました。

12月1日、「福岡市地下鉄福岡空港駅・JR九州長者原駅接続促進期成会準備会」の糟屋郡7町の世話人として、筑豊地区2市3町の世話人である片峰飯塚市長とともに、要望書を福岡県知事、福岡県議会議長・副議長はじめ、自由民主党県連幹部の県議会議員の皆様にお持ちいたしました。

これから10年、20年先の話となるかもしれませんが、福岡の都心に向かうアクセスの多様化は、必ずや福岡都市圏東部に位置する糟屋郡と、その東にある筑豊地区の福北ゆたか線沿線の地域にとって有益になるものと期待しております。今後のハードルは高いとは思っております。飯塚商工会議所はじめ民間団体を巻き込んだ期成会結成を目指してまいります。

以上、私の新たな4年間のスタートに当たってのご挨拶と、直近の諸情勢をご報告いたしました。

続きまして、本定例会に提案しております議案第 86 号から議案第 108 号までの 23 議案について説明をいたします。

議案第 86 号は、「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」であります。

本議案は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年 12 月 12 日から施行されることとなり、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の費用を負担することが可能となることから、当該費用の公費負担に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 87 号は、「篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立篠栗幼稚園を民営の認定こども園とするにあたり、最も適切と認められる移譲先事業者を選定する選定委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第 88 号は、「篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、本条例中、地方自治法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を 2 回記載している部分のうち、2 回目分について削除を行うものであります。

議案第 89 号は、「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個人番号カード利用による印鑑登録証明書の交付を実施することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人番号カード利用により、印鑑登録証明書のコンビニ交付について、新たに規定を設けるものであります。

議案第 90 号は、「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、防災に関する様々な重要事項を審議するにあたり、多様な分野や専門知識を有する者を防災会議委員として組織するために、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消防職員を防災委員に加え、委員の定数を30名に増員するものであります。

議案第91号は、「篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、監査機能の更なる充実を図るため、現在は議会事務局職員が兼務することとしている監査委員事務局を独立して置くため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、議会事務局職員の兼務規定を見直すとともに、そのことに伴い、監査委員事務局の職員定数を新たに規定するものであります。

議案第92号は、「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、本条例中、他の条例の規定を引用している箇所について、引用方法を適正にするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、他条例の読み替え規定を改めるものであります。

議案第93号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、本条例中、労働基準法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を2回記載している部分のうち、2回目分について削除を行うものであります。

議案第94号は、「篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町職員旅費支給条例、篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の3条例中について、鉄道賃やバス運賃等の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、新幹線等利用時の座席指定料金を新たに規定し、グリーン車の利用については、適用基準を規定するものであります。

また、福岡市内の支給方法については、バス実費ではなく車賃の実費として支給できるものとするものであります。

議案第95号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

議案第96号は、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個人番号カード利用交付を実施することに伴い、対象となる証明書等交付手数料を定めることのほか、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る手数料の徴収に関する規定を追加すること並びに額を定めること等であります。

議案第97号は、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、施設の老朽化に伴い、勢門幼児プールを廃止する必要性が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、プールの循環ポンプ、濾過機、プール底面シート等の主要設備が経年劣化により使用できなくなったこと、及び近年の熱中症や新型コロナウイルス感染拡大防止への対策による利用状況に鑑み、当施設を廃止するものであります。

議案第98号は、「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、昭和天皇の大喪の礼は、平成元年2月24日に行われており、その日を休日とする条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第99号は、「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について」であります。

本議案は、町職員において、労務職として採用しているものがおらず、今後も正規職員として採用する見込みがないことから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

また、関連条例については、引用法律名の一部改正を併せて行うものであります。
議案第100号は、「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合処理施設の稼働により、篠栗町塵芥処理場は、現に運用を行っていないため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第101号は、「篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、令和2年3月31日に、リフレッシュ農園ささぐりを閉園したため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第102号は、「公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町において公有林野等官行造林法により、国と契約をした官行造林地は存在しないため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第103号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「校内通信ネットワーク整備工事」について、458万4,800円を増額し、総額8,378万4,800円で旭陽電気株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、各学校の校舎及び体育館の電波状況を精査し、状況に応じてアクセスポイント5か所増設、また、遠隔授業等の可能性を踏まえ、安定した通信環境を整えるため、現在は各校100メガバイト程度のインターネット通信容量を1ギガバイト程度に増強するための変更であります。

議案第104号から議案第108号までの5議案は、「令和2年度補正予算」であります。

議案第104号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億9,237万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1億2,799万7,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税を1億713万4,

000円、国庫支出金を2億2,454万円、県支出金を657万4,000円、寄附金を5,178万円、町債を220万円それぞれ増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、企画費といたしまして、ふるさと納税寄附金に対する返礼品に2,000万円、LINEシステム導入委託料に297万円、ふるさと納税システム使用料に700万円をそれぞれ追加し、情報システム管理費といたしまして、リモートワーク環境整備事業に341万円を追加し、特別定額給付費といたしまして、新生児特別定額給付金事業に2,650万円を追加するものであります。

民生費におきましては、高齢者支援費といたしまして、福岡県介護保険広域連合事業費配分返還金に313万4,000円を追加し、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付費に1,705万円を追加し、後期高齢者医療対策費といたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金に822万4,000円を追加、児童福祉総務費といたしまして、国庫補助金返還金に945万4,000円を追加し、児童運営費といたしまして、保育所児童運営費委託料に2,582万9,000円、国県補助金返還金に2,755万9,000円をそれぞれ追加し、児童福祉振興費といたしまして、高校生等子育て世帯支援給付金に2,200万円を追加し、児童育成事業費といたしまして、放課後児童健全育成事業費補助金に250万7,000円を追加するものであります。

衛生費におきましては、母子健康推進費といたしまして、養育医療費に200万円を追加し、予防費といたしまして、予防事業委託料に983万1,000円を追加、PCR検査委託料を580万円、医療機関緊急支援助成金を100万円それぞれ減額し、総合保健福祉センター運営費といたしまして、工事監理委託料に207万1,000円、オアシス篠栗レストランスペースオフィス化改修工事に4,545万4,000円をそれぞれ追加し、塵芥処理費といたしまして、粗大ごみ収集運搬費に209万6,000円を追加するものであります。

農林水産費におきましては、林業総務費といたしまして、林道小葉山線工事負担金に250万円を追加するものであります。

商工費におきましては、商工総務費といたしまして、小規模事業者緊急支援補助金を215万円減額し、宿泊促進事業補助金に280万円を追加し、感染症予防対策費補助金を649万1,000円減額し、観光拠点開設支援補助金に1,500万円を追加し、観光費といたしまして、鳴瀬ダム公衆トイレ補修工事他に250万円を追加するものであります。

教育費といたしましては、勢門小学校費といたしまして、校内放送設備更新工事に335万5,000円、支援学級増加に伴う教室分割工事費といたしまして、各小中学校費に合計2,405万8,000円、電子黒板化購入費に合計6,385万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、水道事業会計補助金に4,546万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金に117万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、人事院勧告に伴う人件費等といたしまして、233万5,000円を追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、オアシス篠栗レストランスペースオフィス化改修工事におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施予定の事業であります。完成までに期間を要するため、それに係る費用4,752万5,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託のほか3事業におきまして、令和3年度に2,354万3,000円、令和3年度から令和4年度に1,425万6,000円をそれぞれ追加し、小葉山線林道開設事業におきまして、平成30年度から令和5年度までの債務負担行為の期間の変更を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を変更するもので、公共事業等債を220万円増額するものであります。

議案第105号は、「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ3,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,749万9,000円とするものであります。

内容は、県補助金等の額の確定による返還金及び人件費の増額補正のほか、前年度繰上充用金の額確定による減額補正を行うものであります。

議案第106号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,145万4,000円とするものであります。

内容は、人件費のほか、後期高齢者医療制度見直し等システム改修事業に係る委託料及び後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の額確定による増額補正を行うものであります。

議案第107号は、「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町水道事業会計予算を、水道料金の減免及び水道施設移転補償費の補正により、第3条収益的収入及び支出において、収入に474万1,000円を追加し、収益的収入の総額を5億4,244万6,000円とし、また配水管仮設工事費及び人件費の補正により、支出に472万1,000円を追加し、収益的支出の総額を5億4,046万6,000円とし、収益的支出額に対し198万円の黒字予算とするものであります。

議案第108号は、「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出から9万3,000円を減額し、収益的支出の総額を8億8,406万円とし、収益的支出額に対して568万4,000円の黒字予算とするものであります。

また、下水道工事の設計変更に伴い、第4条資本的収入及び支出において、支出に800万円を追加し、資本的支出の総額を6億7,945万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億8,119万9,000円は、損益勘定留保資金等1億8,119万9,000円で補填するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第86号から議案第108号までの23議案を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第86号から議案第103号までの18議案につきましては、タブレットに掲載の議員付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第104号から議案第108号までの補正予算5議案について「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番古屋宏治議員です。

最後に、報告第16号と報告第17号については、総務建設常任委員会で報告を受けたいと思います。

よろしいでしょうか。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時42分